

# 第1章 都市計画マスタープランとは

## 1. 都市計画マスタープランの目的と役割

都市計画マスタープランは、都市計画法によって、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、各市町村で策定することが義務づけられています。

市町村の都市計画は、この都市計画マスタープランに即して実施する必要があり、都市計画を中心とする今後のまちづくりの根拠となる、重要な指針となります。

### <都市計画法第18条の2：市町村の都市計画に関する基本的な方針>

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

総合計画が市政全般にわたる総合的な指針であるのに対して、都市計画マスタープランは、土地利用や市街地整備、都市施設整備（道路、公園、河川、下水道等）、自然環境保全、景観形成、防災まちづくりなど、まちの整備・開発・誘導や保全に関する、より具体的な指針としての役割を果たすものです。

また、良好なまちづくりを実現していくためには、市民と行政の協働によるまちづくりの実践が不可欠であり、共有すべき将来ビジョン・目標や取組みに関する指針としての役割も果たすものです。

本計画においては、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて採択された先進国を含む国際社会全体の目標である持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の概念を取り入れた「持続可能なまちづくり」を推進していきます。

### <都市計画マスタープランの役割>

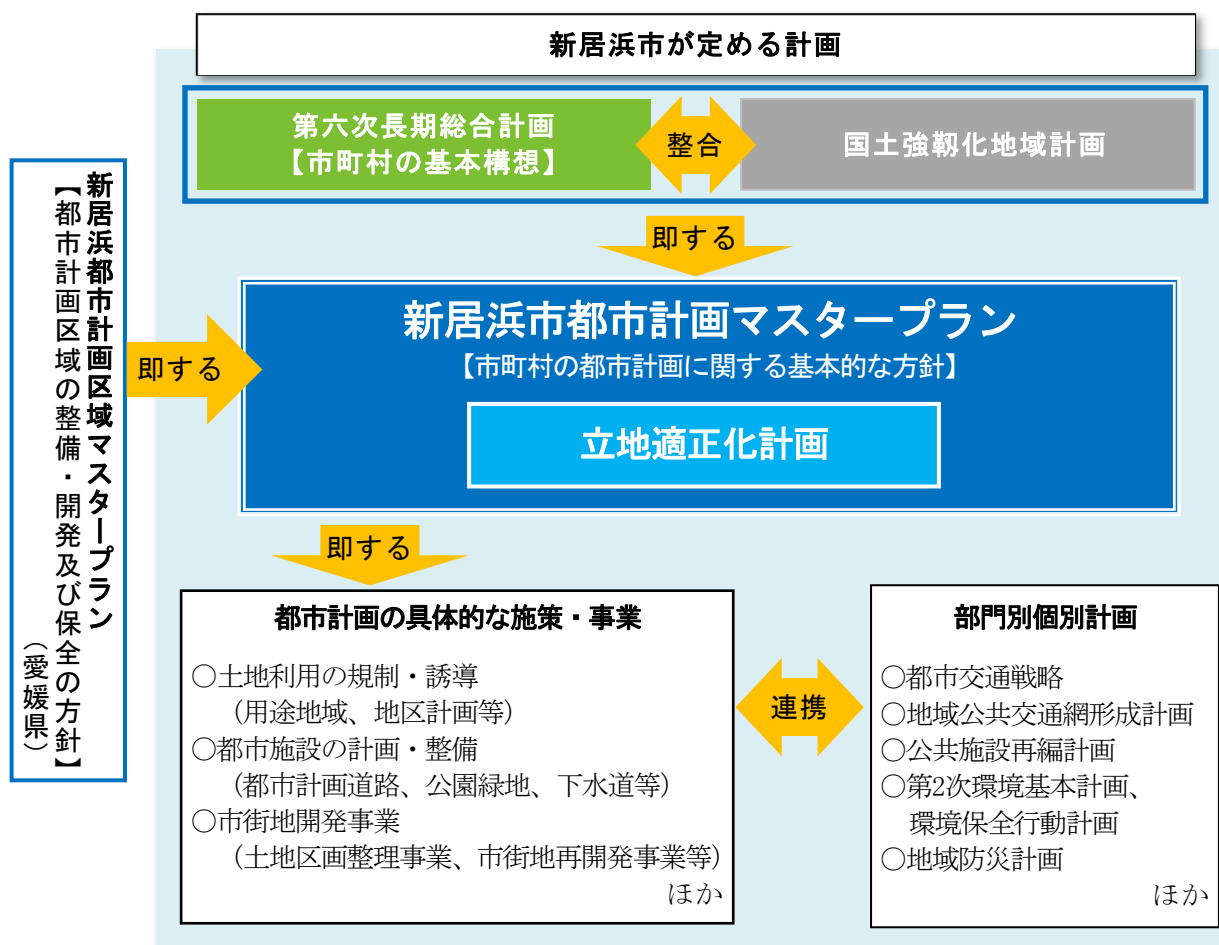
①新居浜市全体や各地域の実現すべき将来像を具体的に示す。

②土地利用の規制・誘導の方策や各種都市施設の整備事業など、都市計画等に関する方策や事業を決定、変更する際の指針を示す。

③各部門の計画が連携した個別のまちづくりを進める際の指針を示す。

④市民との協働のまちづくりを進める際の指針を示す。

## ＜都市計画マスタープランと上位・関連計画との関係＞



## 2. 新居浜市都市計画マスタープラン策定の背景

現在の計画は、平成13年6月に策定され、市総合計画や社会経済情勢の変化に対応する為、平成19年、平成28年に一部見直しを行い、まちづくりを進めてきました。

策定当初から約20年が経過し、人口減少・少子高齢化社会への急速な進行、多発化・激甚化していく自然災害に対する安全・安心に関するニーズの高まり、都市基盤の適正な整備と維持管理等、都市を取り巻く状況の変化に対応したまちづくりが求められています。

そこで、上位計画である第六次新居浜市長期総合計画や国土強靱化地域計画との整合を図りながら、「コンパクトなまちづくり」と「公共交通によるネットワーク」の連携した新居浜市立地適正化計画とともに、新たな時代を踏まえたまちづくりを推進するため「新居浜市都市計画マスタープラン」を策定するものです。

### 3. 計画の対象範囲と計画期間

#### (1) 対象範囲

新居浜市において、都市計画を定める都市計画区域の面積は 100.04 k m<sup>2</sup>です。

しかしながら、まちづくりのための計画である都市計画マスタープランは、市街地のみならず、市域全体にわたり農地、森林、自然環境などの土地利用のあり方を検討し、広域的かつ総合的なまちづくりを進めることが重要であることから、本計画の対象範囲は行政区域全体（234.50 k m<sup>2</sup>）とします。

#### (2) 計画期間

計画期間は、令和 3 年度から 22 年度（2021 年度から 2040 年度）までの概ね 20 年間とします。

### 4. 計画の全体構成

